(ｲ)　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、本工事に配置する技術者は、平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の(a)から(e)までの要件を全て満たすＰＣ橋上部工工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁型式がポストテンション方式のＰＣ連続箱桁（ラーメン橋を除く。）の新設工事であること。

(c)　架設工法が張出し架設工法であること。

(d)　最大支間長が75m以上であること。

(e)　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

ただし、(a)から(e)は同一の橋梁で施工した経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記５⑴ヘアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号羅賀高架橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 22 年 10 月 18 日

国立大学法人京都大学長　松本　　紘

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26

**○第２号**

１　調達内容

⑴　品目分類番号　９

⑵　導入計画物品及び数量　比較認知科学実験用大型ケージ設備　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成22年度10月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　京都大学霊長類研究所・類人猿行動実験研究等に隣接して、東西に配置された２つのサンルームそれ自体を大型ケージとして、チンパンジーの集団全体を対象とした比較認知科学実験が実施可能であること。

Ｂ　東西それぞれ４個体程度の集団（合計最大で８個体）を対象に、顔認証システムによってチンパンジーを個体識別した上での社会交渉実験が可能となる構造を有すること。さらに刺激提示・反応記録のための心理実験システムや脳波計測システム等の導入が可能であること。モニターやその他の装置、実験の報酬用ボックスなどを随時設置できるよう、パネルが交換可能でかつ耐久性を備えた二重の構造であること。

Ｃ　サンルームの既存屋根部分の金網・鉄骨を撤去し、サンルームの空間を上部に拡大して３階部分に実験スペースを新設し、４階からの人の出入りが可能な階段を設置すること。さらに大型ケージ外壁のフェンス等の二重化により、ケージ内の空間を最上部に至るまでチンパンジーが最大限に利用できるよう内部の構造物が配置されていること。また、チンパンジーの飼育を継続するため、東サンルームの施設整備をおこなったのち、西サンルームの整備をおこなうこととする。

Ｄ　実験に参加するチンパンジーが座る台を実験スペースの外側に設置し、実験者が立った状態のままで作業が可能なように、チンパンジーの座面が実験スペースの床面よりも上部に設置されていること。

Ｅ　大型ケージの外壁や出入り口は、ステンレス製の金網や金属扉等で二重の安全構造や施錠システムをもつこと。ケージ外壁には行動観察等に利用可能な透明窓部分を１階壁面部分等に複数個所具備すること。ケージ上部にも第三放飼場全体を俯瞰可能な観察台を設けること。ケージ下部の行動観察が可能となるよう、新設の実験スペースの床面付近にも観察窓を配置すること。また、ケージ内の遠隔モニターが可能となるように、ネットワークカメラを設置するスペースを付属していること。個体の位置情報に関するモニター設備を付随できること。

Ｆ　新設の実験スペースでは、直射日光の反射によってモニターが見にくいなどの不具合が生じないよう、配置・角度などを調整済みであること。また、実験をおこなわない夜間に、モニター部分などを保護する仕組みを付属していること。

Ｇ　東サンルームの１階部分に既存の実験室へチンパンジーを誘導することが可能な通路を設置する。また、３階部分には東西のサンルーム間でチンパンジーの移動が可能な通路を設置する。

Ｈ　設備全体の保守管理が容易になるよう、地階の飼育スペースからケージ上部にいたるまで人が直接移動して保守点検・飼育作業等に使用可能な階段および通路を具備すること。サンルーム内部の構造物にも上方の点検作業が可能な足場を付属させること。また、既存の樹木の生育を妨げないよう、サンルーム内の地表面における日照と通気性にも配慮した設計とすること。

Ｉ　新設の実験スペースは、チンパンジー側の壁面は前面を透明樹脂パネルと枠・柱で構成し、その他の壁面・天井は断熱性のある素材で構成することとする。

Ｊ　新設の実験スペースは、気温などが外環境に強く左右されることが予想されるため、ケージ上部にソーラーパネルを設置し、空調等の電源として利用可能な給電システムを付属させうる構造を有すること。